

(参考)【償却方法一覧】

取得等の時期	減価償却資産の区分		届出により選定できる償却の方法	法定償却方法 (届出により選定しなかった場合に適用される償却の方法)	承認を受けた場合に選定できる償却の方法
平成 10 年 3 月 31 日 以前	①建物(鉱業用減価償却資産を除く。)		旧定額法 旧定率法 (所令 120①一、所令 123①)	旧定額法 (所令 125 一イ)	特別な償却方法 (所令 120 の 3 ①)
平成 19 年 3 月 31 日 以前	②建物(①に該当するもの及び鉱業用減価償却資産を除く。)			旧定額法 (所令 123④)	
	③建物の付属設備、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具、器具及び備品(鉱業用減価償却資産及び国外リース資産を除く。)		旧定額法 旧定率法 (所令 120①二、123①)	旧定額法 (所令 125 一イ)	特別な償却方法 (所令 120 の 3 ①)
	前記の資産のうち	取替資産 (所規 24 の 2)			取替法 (所令 121①)
		漁網、活字に常用される金属、なつ染用銅ロール、映画フィルム、非鉄金属圧延用ロールなど(所規 26)			特別な償却率によって償却する方法 (所令 122①)
	④鉱業用減価償却資産(鉱業権及び国外リース資産を除く。) (注)鉱業用減価償却資産とは、鉱業経営上直接必要な減価償却資産で、鉱業の廃止によって著しくその価値が減少するものをいいます。		旧定額法 旧定率法 旧生産高比例法 (所令 120①三、123①)	旧生産高比例法 (所令 125 一ロ)	特別な償却方法 (令 120 の 3 ①) (生物を除く。)
	⑤無形固定資産(鉱業権を除く。)及び生物			旧定額法 (所令 123④)	
	⑥鉱業権		旧定額法 旧生産高比例法 (所令 120①五、123①)	旧生産高比例法 (所令 125 一ロ)	
平成 19 年 4 月 1 日 以後	⑦建物(鉱業用減価償却資産及びリース資産を除く。)			定額法 (所令 123④)	
	⑧建物の付属設備、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具、器具及び備品(鉱業用減価償却資産及び国外リース資産を除く。)		定額法 定率法 (所令 120 の 2 ①二、123①)	定額法 (所令 125 二イ)	特別な償却方法 (所令 120 の 3 ①)
	前記の資産のうち	取替資産 (所規 24 の 2)。			取替法 (所令 121①)
		漁網、活字に常用される金属、なつ染用銅ロール、映画フィルム、非鉄金属圧延用ロールなど(所規 26)			特別な償却率によって償却する方法 (所令 122①)

	⑨鉱業用減価償却資産(鉱業権及びリース資産を除く。) (注) 鉱業用減価償却資産とは、鉱業経営上直接必要な減価償却資産で、鉱業の廃止によって著しくその価値が減少するものをいいます。	定額法 定率法 生産高比例法 (所令 120 の 2 ①三、123①)	生産高比例法 (所令 125 二ロ)	特別な償却方法 (令 120 の 3 ①) (生物を除く。)
	⑩無形固定資産(鉱業権を除く。)及び生物		定額法 (所令 123④)	
	⑪鉱業権	定額法 生産高比例法 (所令 120 の 2 ①五、123①)	生産高比例法 (所令 125 二ロ)	